

令和7年度(第1回)伊東市子ども・子育て会議(書面開催)

第3期伊東市子ども・子育て支援事業計画の 代用計画に係る意見聴取について

(意見聴取する項目)

1. 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の「量の見込み」と「確保方策」について
2. 満3歳以上限定小規模保育事業の「量の見込み」と「確保方策」について

<添付>

- 資料1 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
- 資料2 伊東市の必要定員数(量の見込み)の算出根拠
- 伊東市子ども・子育て会議設置要綱

令和8年2月

1. 第3期伊東市子ども・子育て支援事業計画の代用計画について

●代用計画とは

本来、「子ども・子育て支援事業計画」において定めるべき事項について、計画策定時に数値等を設定することが困難である場合において、計画に数値等を設定するまでの期間、代替措置として策定するものです。

「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）及び満3歳以上限定小規模保育事業」の代用計画は一体的に策定することが可能とされていますが、満3歳以上限定小規模保育事業については、現行の保育提供体制によりニーズを満たしているため、代用計画の策定は行いません。なお、令和9年度の計画の中間見直しの際に、両事業に関する事項については必要に応じて見直しを行います。

※本計画期間は令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期計画推進期間					第3期計画推進期間					次期
		中間見直し		第3期計画策定			中間見直し		次期計画策定	
					代用計画					

●子ども・子育て会議において意見聴取を行う理由

子ども・子育て支援法第61条第7項において、計画の変更をするときは、子ども・子育て会議等での意見を聴取することと定められており、代用計画においても同様の取扱いとなることから、当会議の意見を頂戴します。

2. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要

（※ 資料1 をご参照ください）

●制度

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の教育・保育給付とは別に、保育所等に入所していない0歳6ヶ月から満3歳未満の子どもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度です。

●対象施設

認可保育所、認定こども園、小規模保育施設、幼稚園、認可外保育施設、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等

●事業内容

【対象となるこども】

保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、企業主導型保育事業に通園していない0歳6か月から満3歳未満のこども（利用日時点を基準とする。）

【実施方法】

- ・一般型（在園児合同）：専任職員を配置し、在園児と合同で預かる方法
- ・一般型（専用室独立実施）：専任職員を配置し、専用室で預かる方法
- ・余裕活用型：定員の範囲内で既存の職員配置で在園児と合同（同じ部屋）

【利用可能時間】

- ・こども1人当たり月10時間※を上限に利用可能
（1時間以上の利用は30分単位での利用が可能）

※令和8、9年度の国の経過措置により、上限を3時間から10時間までの間で設定することが可能です。伊東市は上限の10時間を利用可能時間とします。

3. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の代用計画について

令和7年3月に策定した本市の第3期計画（計画36ページ）においては、具体的な「量の見込み」及び「確保方策」を定めていないことから、本計画に数値等を設定するまでの措置として、代用計画を策定いたしました。

●「提供区域」の設定

伊東市の教育・保育提供区域と同様に、市全域を一つの区域とすることにより、市全域の中から多様なサービスを選択できることから、市全体のニーズに対応できるため、「市全域」とします。

●「量の見込み」の算出 ※国が示す算出方法を用いています。

（※ **資料2** をご参照ください）

①年齢ごとの「**㊸**就学前児童数（推計）」から「**㊹**保育所等利用児童数」を除いた数を「**㊺**対象児童数」とする。

※0歳児については、0歳6か月～1歳未満が対象のため、**㊸**0歳児童数÷2

②「**㊺**対象児童数」に「**㊻**利用率」を乗じて「**㊼**利用者数（ニーズ）」を算出する。

※「**㊻**利用率」は市内各子育て支援センターで実施したアンケート結果より

③「**㊼**利用者数（ニーズ）」に、月の利用時間の上限である「10時間」を乗じ、「**㊽**必要受入時間数」を算出する。

④「**㊽**必要受入時間数」を176時間で割り、「**必要定員数(量の見込み)**」を算出する。

※176時間とは、（8時間×22日）を基本とする。

【市内各子育て支援センターでのアンケート概要】

- ・対象者 事業対象となる保育所に通っていない3歳までの子どもを持つ保護者
- ・実施方法 インターネットによる回答（LoGoフォーム）
- ・実施期間 令和7年11月25日から1週間程度
- ・回答数 40件

※こども誰でも通園制度に対する意向では、「利用希望がある」が30件、「利用希望はない」が10件であったことから、代用計画の利用率を75%としました。

●代用計画

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

令和8年度から、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として「乳児等のための支援給付」が創設され、保育所等において、0歳6か月～満3歳未満の未就園児を月一定時間まで預かる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が本格実施されます。多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定の利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度です。

[提供区域] 市全域 [利用可能時間] 10時間

量の見込み

単位：必要定員数/人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳	3	3	3	3	3
	1歳	4	3	3	3	3
	2歳	3	3	3	3	3
	合計	10	9	9	9	9
確保の方策	0歳	0	3	3	3	3
	1歳	0	3	3	3	3
	2歳	0	3	3	3	3
	合計	0	9	9	9	9

●乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

●「確保方策（整備量）」について

制度の実施に当たっては、安定的な事業運営及び適切な受け入れ態勢の確保を図るため、公立保育園において、算出された「必要定員数（量の見込み）」を確保することとし、事業の実施状況や利用ニーズを踏まえながら、民間施設への拡大を検討してまいります。

4. 満3歳以上限定小規模保育事業の代用計画について

●事業の概要

「小規模保育事業」とは、19人以下の利用定員で、0～2歳のこどもを対象に保育を行う事業ですが、平成29年から、国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、国家戦略特区においては、事業者の判断により対象年齢を0～5歳の間で柔軟に定めることが可能とされていました。

こどもの保育の選択肢を広げる観点から、令和7年児童福祉法等の一部改正により、この小規模保育事業の特例措置（国家戦略特別区域小規模保育事業）を全国展開し、令和8年度から満3歳以上の保育を必要とするこどものみを対象とする「満3歳以上限定小規模保育事業」が創設されることとなりました。

●代用計画 → 策定しません

「満3歳以上限定小規模保育事業」の「量の見込み」については、本市計画の2号認定（3歳以上、保育所を利用希望・幼児期の学校教育の利用希望が強いものを含まない。）の量の見込み（計画20ページ）に含まれており、保育所や認定こども園において保育の提供体制が確保されています。

このことから、本市においては代用計画の策定はしないものとします。